

12月定例町議会

● 一般会計予算補正6億7千3百万円に

● 八潮町全域が特別清掃地域に指定

● 町の文化財を守る八潮町文化財保護条例設定

十二月定例議会は、十二月十六日から十九日までの四日間の会期で行なわれました。

第一日 一般質問

十九名より、三十九件の町政全般にわたり、あらゆる分野からの質問があり、それぞれ、町長の答弁を求めた。

▼文教常任委員長報告

八潮公民館大原分館の建設に伴う建築費の補助について、九月定例会に付託され、休会中に審査されその結果、基準にしたがって補助することを委員長が報告しました

第二日 (請願審査の為休会)

第三日 本会議

▼十六日(第一日)の本会議において、産建常任委員会に付託された請願六件について、産建常任委員長から結果報告がありました。

▼昭和四十四年度、八潮町一般会計補正予算(第六号)

六億二千九百四十四万四千円に四千三百五十七万円を補正し、六億七千三百一十四万四千円となる。

この補正予算の主な使途については、町道補修用敷砂利購入費及び町道拡巾改良工事費、消防庁舎追加工事費、母子専用住宅建築工事費、第三土地区画整理区域の調査委託料、その他教育教材費等の

補正です。

▼昭和四十四年度八潮町水道事業会計補正予算(第二号)

水道事業会計については、建設改良費及びたな卸資産の購入限度額をそれぞれ増額補正された。

▼昭和四十四年度、八潮町農業共済事業会計補正予算(第二号)

この補正は農作物共済事業費用の不足額四十二万円を増額しました。

▼昭和四十四年度、八潮町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

国民健康保険特別会計の補正については、療養給付費及び療養費が主で、補正前七千三百五十六万八千円に一千三百二十二万二千円を補正し、八千六百六十九万九千円とした。

第四日 (本会議)

▼八潮町国民健康保険条例一部改正について

新たに朝鮮(かん国)の国籍を有する者を被保険者とします。

▼八潮町国民健康保険条例一部改正について

保険税の減額範囲を拡大しました。

▼八潮町清掃条例の一部を改正する条例

八潮町全域にわたり、特別清掃地域となりました。

▼八潮町上水道事業給水条例の一部を改正する条例

部を改正する条例の設定について

▼人権よう護委員候補者推せんについて

任期満了に伴ない前任者の委員である榎本藤蔵、恩田梅太郎の両氏は推せん同意されました。

▼八潮町新町建設審議条例廃止の条例

八潮町道路線変更について

以上提出議案全部について原案可決、原案に同意に決定しました

なお、提出議案の中で八潮町文化財保護条例が設定されましたことは、昨今、当町の著しい発展の中にあつて、ともすると失なわれがちな文化財も、この条例の設定により、公に保護されることになりました。

みんなそろって

交通災害に加入を

最近の交通事情は事故が増える一方です。この悲しい事故を防ぐためにいろいろと対策を考えて歩行者に、自転車に乗る人に、運転する人にそれぞれ交通ルールを守るよう指導しています。

それなのに毎日のように事故が起きています。不幸にして事故にあったときの医療費のつなぎとして

の見舞金を出すのが交通災害共済組合の仕事です。昨年設立以来

八潮町では一万八七五名の方が加入されました(三六・三%)。昨年十月三十一日現在で二十九人の方がこの恩恵にあづかっています。

四月一日が切換えですが二月から受け付けを始めています。

会費は昨年同様に大人三六〇円

中学生以下一〇〇円です。共済見舞金は次のとおりです。

*共済見舞金

級	災害区分	見舞金額
1	死亡	500,000円
2	6ヶ月以上のけが	100,000円
3	3ヶ月以上6ヶ月未満のけが	50,000円
4	1ヶ月以上3ヶ月未満のけが	20,000円
5	1週間以上1ヶ月未満のけが	5,000円
6	1週間未満のけが	2,000円
* (身体障害見舞金)		100,000円

加入の方法は区長、学校長、園長等の方々にお問い合わせする予定です。直接役場でも受付ますが一般の方は区長さんを通じて申込んでください。小中学校では受持ちの先生方にお願いますので父兄の方のご協力をお願いします。

もし事故にあわれた方は役場に請求用紙が用意してありますからご相談ください。尚、この事務を扱っているのは役場企画課です。